

春日井市特別支援教育・保育事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、特別な支援が必要な児童に対して良質かつ適切な教育・保育の提供体制の確保を図るため、認定こども園が実施する健康面及び発達面において特別な支援を必要とする児童の教育・保育（以下「特別支援教育・保育事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その実施については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、学校法人以外の者で、市内に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定により幼保連携型認定こども園を設置したものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次条に規定する児童（以下「対象児童」という。）が2人以上在籍する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）において、別表の基準に基づき実施される特別支援教育・保育事業とする。

(対象児童)

第4条 対象児童は、市内に住所を有し、幼保連携型認定こども園に在籍する児童であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能な児童であること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に該当す

る児童であること。

(3) 次のいずれかに該当する児童であること。

ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の支給対象となる児童（同法第6条の規定により手当の支給を停止されている場合を含む。）

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている児童

ウ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けている児童

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童

オ アからエまでに掲げる児童と同程度の障害を有する者として医療機関、児童相談所等の公的機関が認める児童

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象事業に従事する幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者の配置に要する人件費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費から当該事業に係る寄附金を控除した額と、65,300円に各月の初日において在籍する対象児童の数を乗じて得た額の当該年度の合計とを比較していずれか少ない方の額とする。

（申請の期日）

第7条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の3月10日とする。

（申請書に添付すべき書類）

第8条 規則第3条第3号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、特別支援教育・保育事業支出予定明細書（第1号様式）とする。

（補助金の交付方法）

第9条 補助金は、規則第4条の交付決定をした後、補助金を受けようとする者

(以下「補助事業者」という。)の請求に基づいて交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

(実績報告)

第10条 規則第9条の規定による実績報告は、同条に規定する補助事業等実績報告書に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 特別支援教育・保育事業実績調書(第2号様式)
- (2) 特別支援教育・保育事業支出明細書(第3号様式)
- (3) 特別支援教育・保育事業精算額調書(第4号様式)

2 前項の報告は、補助対象事業の完了(廃止又は中止の承認を受けた場合を含む。)の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行わなければならない。

(帳簿等の備え付け)

第11条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類を、補助対象事業完了年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(検査等)

第12条 市長は、補助事業者に対して補助対象事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行し、平成30年度以後の申請に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

特別支援教育・保育事業実施基準

事 項	内 容
職員配置	<p>1 対象児童の教育・保育を担当するために、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）に基づき配置すべき職員数（加算を含む。）に加えて、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者（以下「資格者」という。）を配置していること。</p> <p>2 対象児童の教育・保育について知識、経験等を有する資格者が、対象児童3人に対して1名以上加配されていること。</p>
その他	<p>対象児童の教育・保育は、原則として特別な支援を必要としない児童との混合により行うこととし、事故防止等の安全確保に十分留意すること。</p>

支出の部

常勤職員人件費

氏名	本俸	調整手当	通勤手当	特殊・住宅	小計	期末手当等	合計
					× か月＝		
					× か月＝		
					× か月＝		
						常勤職員計 a	

非常勤職員人件費

氏名	時給	小計	年間支払予定額
		円 × 時間	
		円 × 時間	
		円 × 時間	
			非常勤職員 b

支出予定額合計	a	円 + b	円＝
---------	---	-------	----

第2号様式（第10条関係）

年度 特別支援教育・保育事業実績調書

1 事業内容の状況

実施月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
対象児童数 (人)													
事業担当 職員数 (人)													

2 対象児童名簿

	氏名	生年月日	手帳の種類	入園年月日	退園（卒園）年月日	対象月数
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

支出の部

常勤職員人件費

氏名	本俸	調整手当	通勤手当	特殊・住宅	小計	期末手当等	合計
					× か月＝		
					× か月＝		
					× か月＝		
						常勤職員計 a	

非常勤職員人件費

氏名	時給	小計	年間支払額
		円 × 時間	
		円 × 時間	
		円 × 時間	
			非常勤職員 b

支出額合計	a	円 + b	円＝
-------	---	-------	----

第4号様式（第10条関係）

年度 特別支援教育・保育事業精算額調書

対象経費の支出額 A	寄附金 B	差引額 (A - B) C
円	円	円

対象児童数 D	補助単価 E	補助基準額 (D × E) F	補助額 (C と F の低い額)
人・月	円	円	円